



PSD-K-第07-001号

国際衛星随時サービス 契約約款細則

第7版
(平成20年1月)

JSAT株式会社

国際衛星随時サービス契約約款細則 目次

細 則 -----	1
1 専用契約者の地位の承継	1
2 専用契約者の氏名等の変更	1
3 契約者設備の設置場所等の提供	1
4 電気の提供	1
5 協定事業者	1
6 他社接続回線の申込	1
7 他社接続回線の変更の請求	1
8 自営端末設備の接続	2
9 自営端末設備に異常がある場合等の検査	2
10 自営電気通信設備の接続	2
11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	3
12 電気通信設備の維持	3
13 資料の提出	3
14 時計、業務書類等の備えつけ	3
15 トランスポンダ技術仕様	4
16 取扱地域	5
17 相互接続点の所在場所	6
18 直営設備の据付け場所	6
19 回線相互接続に関する特別取扱が認められる取扱地域及び条件	6
20 国際衛星随時サービスに係る技術資料の項目	6
附 則 -----	7

細 則

1 専用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により専用契約者の地位に承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届けていただきます。
- (2) 前号の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、前号の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

2 専用契約者の氏名等の変更

専用契約者は、その氏名もしくは名称または住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

3 契約者設備の設置場所等の提供

契約者設備を設置するために必要な場所及び施設は、専用契約者に提供していただきます。

4 電気の提供

契約者設備に必要な電気は、専用契約者に提供していただきます。

5 協定事業者

当社と相互接続を行う協定事業者は、次の表に定めるとおりとします。

協定事業者
東日本電信電話株式会社

6 他社接続回線の申込

他社接続回線を申し込む場合は、次に掲げる事項を記載した相互接続申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 相互に接続する他社接続回線に係る区間
- (2) 他社接続回線に係る映像方式と利用区分

7 他社接続回線の変更の請求

- (1) 専用契約者は、利用期間終了日までの期間、他社接続回線の映像方式の変更の請求ができます。
- (2) 前号の請求は、変更期日の1か月前までに行っていただきます。
- (3) 専用契約者は、随時伝送から終日伝送へ変更する場合に限り、他社接続回線の利用区分の変更の請求ができます。
- (4) 前号の請求は、変更期日の1か月前までに行っていただきます。
- (5) 第1号及び第3号の場合以外は他社接続回線の映像方式及び利用区分の変更の請求はできません。

8 自営端末設備の接続

- (1) 専用契約者は、地球局設備等に自営端末設備を接続する場合、又は地球局設備等に接続されている電気通信設備を介して地球局設備等に自営端末設備を接続する場合は、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、次の場合を除いてその請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。
 - ウ 直営設備に接続する場合は、その接続が当社の業務等に支障を及ぼさないと当社が認めたとき。
- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その地球局設備等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。
- (7) 専用契約者は、自営端末設備を直営設備に接続する場合において、当社が必要であると認めた場合は、接続している間はその場に立ち会っていただきます。

9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、地球局設備等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他国際衛星随時サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) 第(1)号の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を地球局設備等から取りはずしていただきます。

10 自営電気通信設備の接続

- (1) 専用契約者は、地球局設備等に自営電気通信設備を接続する場合、又は地球局設備等に接続されている電気通信設備を介して地球局設備等に自営電気通信設備を接続する場合は、その接続を行う場所、その自営電気通信設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しない場合を除いて、その請求を承諾します。ただし、直営設備に接続する場合は、その接続が当社の業務等に支障を及ぼさないと当社が認めた場合に限りです。
- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その地球局設備等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

- (7) 専用契約者は、自営電気通信設備を直営設備に接続する場合において、当社が必要であると認められた場合は、接続している間はその場に立ち会っていただきます。

11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

地球局設備等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他国際衛星随時サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、細則9(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

12 電気通信設備の維持

当社は、国際衛星随時サービスの提供に係る当社の本邦内の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号。以下「事業用電気通信設備規則」といいます。)に適合するよう維持します。

13 資料の提出

専用契約者は、契約者設備に関し、当社が電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)、事業法関連諸規則、電波法(昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。)及び電波法関連諸規則の規定に基づく手続きを行うにあたっては、その契約者設備に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。

14 時計、業務書類等の備えつけ

専用契約者は、国際衛星随時サービスの提供に係る地球局に関し、電波法第60条の規定に基づき必要とされる時計、業務書類等を専用契約者の責任と負担において備えつけていただきます。

15 トランスポンダ技術仕様

トランスポンダの性能は、次のとおりとします。

項目	性能			
	Kuバンド	Cバンド	Cバンド	Cバンド
人工衛星	1号衛星	3号衛星	2号衛星	5号衛星
トランスポンダが飽和したときの等価等方輻射電力 (EIRP)	43.7dBW以上	33.5dBW以上	33.4dBW以上	37.3dBW以上
トランスポンダを飽和させるために必要な電力束密度 (SFD)	-100.9dBW/m ² 以下	-86.9dBW/m ² 以下	-91.1dBW/m ² 以下	-95.3dBW/m ² 以下
人工衛星のアンテナの受信利得とシステム雑音温度比 (G/T)	-1.1dB/K以上	-6.0dB/K以上	-6.6dB/K以上	-4.4dB/K以上
備考				
1 トランスポンダの性能の測定は、当社の定めた方法に基づき当社の横浜衛星管制センターに設置された中継器特性測定装置 (ATS) 及び北緯35度30分07秒、東経139度31分06秒に設置された地球局設備を使用して行います。				
2 EIRPとSFDの測定は、単一の搬送波を使用します。				
3 SFDの測定値は、トランスポンダごとの可変減衰器による減衰量を0dBとしたときの値とします。				

16 取扱地域

ASIA (アジア地方)	Afghanistan(Islamic State of) (アフガニスタン・イスラム国)
	China(People's Republic of) (中華人民共和国)
	HongKong (香港)
	India (インド)
	Indonesia(Republic of) (インドネシア共和国)
	Korea(Republic of) (大韓民国)
	Lao People's Democratic Public (ラオス人民民主共和国)
	Macao (マカオ)
	Malaysia (マレーシア)
	Myanmar(Union of) (ミャンマー連邦)
	Pakistan(Islamic Republic of) (パキスタン・イスラム共和国)
	Singapore(Republic of) (シンガポール共和国)
	Sri Lanka(Democratic Socialist Republic of) (スリランカ民主社会主義共和国)
	Taiwan (台湾)
Thailand(Kingdom of) (タイ王国)	
Viet Nam(Socialist Republic of) (ベトナム社会主義共和国)	
AMERICA (アメリカ地方)	Hawaii (ハワイ)

17 相互接続点の所在場所

設備の名称	据付け場所
相互接続点	東京都品川区上大崎4-5-37

18 直営設備の据付け場所

設備の名称	据付け場所	備考
A種直営設備1	神奈川県横浜市緑区三保町229 - 1	他社接続回線を使用しないときの専用回線の一端における信号区分は中間周波数信号(変調信号)とし、他者接続回線を使用するときの専用回線の一端は、相互接続点とします。
B種直営設備1	神奈川県横浜市緑区三保町229 - 1	専用回線の一端は相互接続点とします。
B種直営設備3	神奈川県横浜市緑区三保町229 - 1	他社接続回線を使用しないときの専用回線の一端における信号区分は中間周波数信号(変調信号)とし、他者接続回線を使用するときの専用回線の一端は、相互接続点とします。

19 回線相互接続に関する特別取扱が認められる取扱地域及び条件

取扱地域	条 件
Hawaii(ハワイ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、接続された電気通信設備全体にわたり品質の保証を行わないこと。 2 外国側の電気通信事業者又は接続される電話網を提供する本邦側の電気通信事業者が接続を拒否しないこと。 3 接続される電話網は、それぞれ本邦内及びその取扱地域内において終端しているものであること。

20 国際衛星随時サービスに係る技術資料の項目

当社が定める衛星通信専用サービス契約約款の「衛星通信専用サービスに係る技術資料の項目」を準用します。

附 則

(実施期日)

この細則は、平成12年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この細則は、平成13年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この細則は、平成13年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この細則は、平成14年4月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

この細則は、平成14年8月9日から実施します。

附 則

(実施期日)

この細則は、平成17年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この細則は、平成20年1月30日から実施します。

資料名 国際衛星随時サービス契約約款細則

資料番号 PSD-K-第07-001号

平成 12年 7月 1日 第1版
平成 13年 2月 1日 第2版
平成 13年 4月 1日 第3版
平成 14年 4月 26日 第4版
平成 14年 8月 9日 第5版
平成 17年 3月 31日 第6版
平成 20年 1月 30日 第7版

J S A T 株 式 会 社
東 京 都 港 区 赤 坂 1 - 1 4 - 1 4

T E L : 0 3 - 5 5 7 1 - 7 7 7 0
(営 業 本 部 代 表)

(不許複製、禁転載)

